2026年10月28日

公立大学法人大阪

懲戒処分の公表について

この度、2026年10月28日に、下記のとおり当事者に対し処分を行いましたので公表します。

記

1. 被処分者
大阪公立大学医学部附属病院　看護職員

2. 処分内容
停職３週間

3. 根拠規程
大阪公立大学医学部附属病院職員就業規則第49条第１項第２号から第４号及び第８号に該当する。

4. 処分発令日
2026年10月28日

5. 処分事由概要
大阪公立大学医学部附属病院の看護職員において、特別休暇（有給）を不正に取得する行為があった。

6. 事案の概要
（事実概要）
法人による調査により、以下の事実を確認した。
・当該職員は、2026年４月から７月にかけて、３回にわたり子の看護等休暇（有給）の取得にかかる医療機関の領収証の内容を一部改ざんした上で申請を行なった。改ざんされた領収証に記載された日において、かかる診療の事実が認められなかった。

7. 再発防止に向けた対応
このような不祥事を引き起こしたことについて誠に遺憾であり、深くお詫びします。
今回の事案を厳粛に受け止め、教職員に対し、服務規律の徹底、コンプライアンス意識の向上を図り、今後このようなことがおこらないよう、再発防止にあたっていく所存です。

8. 添付資料
大阪公立大学医学部附属病院職員就業規則第49条第１項第２号から第４号及び第８号

〈本件の問い合わせ先〉

〇処分対象事案、処分内容について

阿倍野キャンパス事務局人事課

（TEL：06-6645-2721）

（添付資料）

○大阪公立大学医学部附属病院職員就業規則（抄）

（懲戒の事由）

第49条　職員が次のいずれかに該当するときは、懲戒に処することができる。

(1)　正当な理由なく無断欠勤をし、出勤の督促に応じないとき

(2)　正当な理由なくしばしば欠勤、遅刻又は早退するなど勤務を怠ったとき

(3)　故意又は重大な過失により本法人に損害を与えたとき

(4)　窃盗、横領、傷害等の刑事法上の犯罪に該当する行為があったとき

(5)　本法人の名誉又は信用を傷つけたとき

(6)　素行不良で本法人の秩序又は風紀を乱したとき

(7)　重要な経歴を詐称して雇用されたことが判明したとき

(8)　その他この規則及び本法人の定める諸規程によって遵守すべき事項に違反し、又は前各号に準ずる程度の不適切な行為があったとき